

# セミナーのご案内

## ◎労務管理講習会

日時 5月19日(火)  
午後2時~午後3時30分  
場所 当所3階中会議室  
内容 従業員やパート労働者を雇用されている中小企業及び労務担当者を対象に法律の改正点などをわかりやすく説明します

## ◎経営革新セミナー

「この大不況をチャンスに変える  
【全員参加型経営革新】実践方法」  
日時 5月26日(火)  
午後2時~午後4時  
場所 当所3階 大会議室  
内容 生き残るための企業経営とは 全員参加型経営革新とは 他

※両セミナーとも詳しくは折込チラシをご覧ください。

労働保険とは労災保険と雇用保険とを総称した言葉。政府が管理・運営している強制的な保険です。労働者を一人でも雇うのであれば、その事業主は加入手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

【委託できる事業主】  
① 常時使用者労働者が、金融・保険・不動産・小売業  
② 保険関係成立届・雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務。  
③ 労災保険の特別加入の申請等に関する事務。  
④ 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務。



⑤ その他労働保険に関する事務。  
※印紙保険料に関する事務、労災・雇用保険の給付に関する請求事務等は、事務組合が行うことのできる事務範囲から除かれています。  
【事務委託の特典】  
① 事務手続きが軽減される

## 年度更新の準備は?! 当所への事務委託が便利

は五〇人以下、サービス・卸売業は一〇〇人以下、その他の事業は三〇〇人以下の事業主。

## 労働保険のお知らせ

# 平成21年度から年度更新の申告・納付時期が変わります

平成二十一年度から、労働保険の年度更新の手続は六月一日から七月十日までの間に行っていたことになりました。

また、年度更新申告書は五月末に送付する予定です。これにあわせて、平成二十一年度から労働保険料の算定方法は変わりません(四月一日から翌年三月三十一日までに支払う賃金総額に保険料率を乗じて得た額となります)。

十一年度から労働保険料の延納(分割納付)の納期限についても以下のとおりとなります。

変わります。労働保険の年度更新  
6/1~7/10  
働く人も雇う方も変わらぬに。

【期間】  
第一期(初期) 四月一日~七月三十一日  
第二期 八月一日~十一月三十日  
第三期 十二月一日~三月三十一日  
【納期限】  
第一期(初期) 七月十日  
第二期 十月三十一日  
第三期 翌年一月三十一日  
《六月一日~九月三十日までに成立した事業場の場合》

【期間】  
第一期(初期) 成立した日~十一月三十日  
第二期 十二月一日~三月三十一日  
【納期限】  
第一期(初期) 成立した日から五十日  
第二期 翌年一月三十一日  
※納期限が土曜日に当たるときはその翌々日、日曜日に当たるときはその翌日、期末日となります。

詳しくは、栃木労働局(☎〇二八八六三四一九一)または佐野公共職業安定所(☎二一六二六〇)、栃木労働基準監督署(☎〇二八二二四一七六六)にお問合せ下さい。(村上)

## 商工会議所へのご相談は 私たちにとどうぞ!

平成二十一年度第一回小規模企業振興委員連絡会議が四月二十四日(金)、当所において開催され、亀田会頭、佐野市産業文化部長、本郷氏挨拶後、議題に入りました。田村専務理事が

## 振興委員十九名を委嘱

座長となり進められ、佐野市産業文化部長、亀田会頭、佐野市産業文化部長、本郷氏挨拶後、議題に入りました。田村専務理事が

## 商工いきいき特別保証 スムーズな借入れを!!

この制度は、当所が推薦することにより、保証協会の審査がスムーズに進みます。審査がスムーズに進みます。審査がスムーズに進みます。

(村上)



業に専念できる。  
② 保険料の額にかかわらず三回に分割納付できる。  
③ 事業主・家族従事者等も労働保険に特別加入することができ、委託手続き・詳細については当所(☎二一五五一)まで。

無担保・無保証人マル経資金  
最大 1500万円 まで融資  
金利 2.1%  
(平成21年5月1日現在)

借入限度 五〇〇万円又は平均月商の三倍  
借入期間 七年以内  
※セーフティネット保証との併用の場合、十年以内  
返済方法 証書貸付  
返済利率 金融機関所定利率  
借入保証料 年〇・四五%  
※セーフティネット保証との併用の場合、年率〇・七

### 法律個別相談

●日時 5月14日(木) 午後1時~午後4時  
〔相談員〕弁護士 竹本裕美氏  
●内容 不良債権の回収(売掛金回収、不渡手形の処理) 不動産取引のトラブル、契約のトラブル等

### 特許発明相談

●日時 5月22日(金) 午前9時~正午  
〔相談員〕弁理士 齋藤美晴氏  
●内容 特許発明・実用新案・意匠・商標等の相談  
※両相談とも事前に申し込み、予約を取ってください。お問い合わせは、当所まで。

四月十五日(水)~十六日(木)の二日間、新入社員向けフレッシュマンセミナーを当所並びに佐野地区雇用協会の主催により開催。四月に入社した九十八名が受講した。



## フレッシュマンセミナーに98名が参加

## 即戦力を目指して

製造・現場職を対象として、仕事の進め方や5Sの考え方・原価計算など製造現場従事者向け研修として六十八名が参加した。



十五歳以上対象の「シルバードダンス教室」や小・中学生を対象とした「キッズダンス塾」等を開講。  
「やる気のある小・中学生は無料です。無料体験レッスンもありますので、ぜひ一度足を運んでみて下さい」と語ってくれた。  
お問合せは、〇二八三二二五二七(赤坂町九六六一三) 四方氏まで。

## 赤坂町にダンス教室オープン 『四方ダンス教室』

当所会員の四方ダンス教室の四方浩二さんが、新しい教室を赤坂町にオープンさせた。

四方さんは、北関東初のプロラテンA級競技者として、数々の競技会で活躍した経歴をお持ちで、最近では、公民館等で社交ダンス等を指導していた。

教室オープンに際し、六